



制限付一般競争入札を実施するので、青梅市病院事業契約規程（平成16年病院管理規程第11号）第8条の規定にもとづき、次のとおり公告する。

令和5年9月25日

青梅市病院事業管理者 大友 建一郎

1 入札に付する事項

(1) 市立青梅総合医療センター西館改修工事（以下「建築工事」という。）

ア 工事場所 東京都青梅市東青梅4丁目16番地の5

イ 工事概要

鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階建て塔屋1階 延べ床面積18,216.06㎡のうち、精神科病棟、緩和ケア病棟および事務管理部門等を含む改修面積9,153.46㎡の西館改修工事

なお、本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）にもとづき、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

ウ 工期 契約確定の日から令和6年9月30日（月）まで

エ 工事の種類 建築一式工事

オ 予定価格 583,506,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）

カ 最低制限価格 設定する。

(2) 市立青梅総合医療センター西館改修電気設備工事（以下「電気設備工事」という。）

ア 工事場所 東京都青梅市東青梅4丁目16番地の5

イ 工事概要

鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階建て塔屋1階 延床

面積 18,216.06 m<sup>2</sup>のうち、改修面積 9,153.46 m<sup>2</sup>の西館改修工事に伴う、動力設備、電灯設備等の電気設備改修工事

なお、本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律にもとづき、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

ウ 工期 契約確定の日から令和6年9月30日（月）まで

エ 工事の種類 電気工事

オ 予定価格 332,618,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）

カ 最低制限価格 設定する。

(3) 市立青梅総合医療センター西館改修機械設備工事（以下「機械設備工事」という。）

ア 工事場所 東京都青梅市東青梅4丁目16番地の5

イ 工事概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階建て塔屋1階 延床面積 18,216.06 m<sup>2</sup>のうち、改修面積 9,153.46 m<sup>2</sup>の西館改修工事に伴う、空調設備および給排水衛生等の機械設備改修工事

なお、本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律にもとづき、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

ウ 工期 契約確定の日から令和6年9月30日（月）まで

エ 工事の種類 管工事

オ 予定価格 383,229,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）

カ 最低制限価格 設定する。

## 2 入札参加資格要件

この入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）

第167条の4第1項各号のいずれかに該当していないこと。

(2) 東京都内の市区町村に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が青梅市競争入札参加資格者名簿（以下「資

格者名簿」という。)に登録されていること。

(3) 資格者名簿に、本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、次により登録されていること。

ア 建築工事においては、業種 07 の建築工事

イ 電気設備工事においては、業種 08 の電気工事

ウ 機械設備工事においては、業種 09 の給排水衛生工事および業種 10 の空調工事

(4) 本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成 19 年 4 月 1 日実施）にもとづく指名停止を受けていないこと。

(5) 本告示の日から入札参加資格確認結果の通知日までの間に、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日実施）にもとづく停止措置を受けていないこと。

(6) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にならないこと。

(7) 本告示にかかる工事の設計業務受注者と資本面・人事面において関連がある者でないこと。

ただし、「資本面において関連がある者」とは、互いに親会社と子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号および第 4 号ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条第 3 項の規定する親会社、子会社をいう。）の関係または親会社を同じくする子会社同士の関係にある者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の会社の役員（持分会社の業務執行社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役および法人格のある各種組合の理事をいい、執行役員、監査役、監事および事務局長は含まない。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合、または会社更生法第 67 条第 1 項の規定により専任された管財人、または他方の会社の民事再生法第 64 条第 2 項の規定により専任された管財人を現

に兼ねる場合をいう。

なお、次の者は、本告示にかかる工事の設計業務受注者である。

ア 名称 株式会社内藤建築事務所

イ 住所 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング

(8) 同一の工事の入札に参加する他の者の中に、資本面・人事面に関係のある者がいないこと。

(9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）における総合評定値（P）が次のいずれかに該当する者であること。

ア 建築工事

(ア) 青梅市に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 建築一式工事について900点以上

(イ) 青梅市を除く東京都内に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 建築一式工事について1,100点以上

イ 電気設備工事

(ア) 青梅市に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 電気工事について800点以上

(イ) 青梅市を除く東京都内に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 電気工事について1,000点以上

ウ 機械設備工事

(ア) 青梅市に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 管工事について800点以上

(イ) 青梅市を除く東京都内に本店、支店または営業所を有し、かつ、当該本店、支店または営業所が資格者名簿に登録されている者 管工事について1,000点以上

なお、総合評定値（P）については、入札参加資格確認申請書の受領日において、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ

に反映されている情報（以下「経審情報」という。）にて審査を行う。

(10) 単独企業であること。

(11) 次により建設業法第3条の規定にもとづく特定建設業の許可を有していること。

ア 建築工事においては建築一式工事

イ 電気設備工事においては電気工事

ウ 機械設備工事においては管工事

なお、建設業許可の有無については、入札参加資格確認申請書の受領日において、経審情報により確認を行う。

(12) 本告示日の3か月以上前から雇用関係があり、第11号に定める建設業許可業種（以下「該当業種」という。）に対応する監理技術者講習を修了した監理技術者であって、平成31年4月1日以降に元請として官公庁（公社を含む。）が発注した該当業種の工事において監理技術者または主任技術者として施工経験を有する者を専任で配置できること（ただし、青梅市が専任を要しないとした期間を除く。）。

### 3 入札参加資格確認申請

本件は、紙入札方式により入札を行う。入札に参加を希望する者は、次に掲げる方法により手続を行うこと。

(1) 入札参加資格確認申請書、入札参加資格等確認資料等（様式1～3）の様式を青梅市立総合病院ホームページからダウンロードし、令和5年10月5日（木）正午までに、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く午前9時から正午および午後1時から午後5時までの期間において管理課用度係に持参するものとする。

なお、郵送による提出は認めない。

#### (2) 添付書類

入札参加資格確認申請書等の提出時に、次に掲げる書類を添付すること。

配置予定技術者調書（様式3）、配置予定技術者調書に記載された者の監理技術者資格者証（表・裏）ならびに監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格証において監理技術者講習受講終了が確認できた場合を除く。）または主任技術者にかかる国家資格の写しおよび配置予

定技術者の実績を証明する書類

(3) その他

ア 書類の作成費等については、申請者の負担とする。

イ 提出された書類等は、本契約事務および関連事務以外には使用しない。

ウ 提出された書類等は、提出期限以後の差し替えおよび訂正を認めない。ただし、配置予定技術者については、やむを得ない事情（病気、死亡、退職等の極めて特別な場合）により変更が必要な場合にのみ、当初の配置予定技術者が保有する資格および施工経験と同等以上になる場合に限り、変更を認めるものとする。

エ 提出された書類等は、返却しない。

4 入札参加資格に関する質問および回答

入札参加資格に関して質問がある場合は、次に掲げる方法により質問の提出を行うこと。

(1) 提出方法

青梅市立総合病院ホームページから質問様式（様式4）をダウンロードし、質問を電子メールにて送信すること。

なお、ファイル形式はエクセルとし、電子メール送信後、電話にて到着確認をすること。ただし、電話での質問には応じない。

(2) 送信先

青梅市立総合病院管理課用度係

宛先メールアドレス：div9510@city.ome.lg.jp

電話番号：0428 - 22 - 3191（代表）

(3) 受付期間

令和5年9月25日（月）から令和5年9月28日（木）午後3時まで

(4) 回答

令和5年10月2日（月）午後5時までに青梅市立総合病院ホームページにより回答する。

なお、入札の公平性および公正性を損なう質問については回答をしない場合がある。

5 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果通知書は、令和5年10月6日（金）に郵送により通知する。

6 入札参加資格がないとした者に対する理由の説明

入札参加資格がないとされた者は、次に掲げる方法により、理由の説明を求めることができる。

(1) 説明を求める者は、令和5年10月13日（金）正午までに、管理課用度係に書面（様式は任意）を持参すること。

(2) 入札参加資格がないとした理由については、書面により回答する。

7 入札説明書および設計図書等の配布

入札説明書および設計図書等は入札参加資格確認結果通知の発送に併せて、入札参加資格があると認められた者に対し、郵送によりDVD-ROMにて配布する。

なお、データについては、本件入札にかかる提出書類の作成以外の目的で使用および複製することを禁ずる。

8 工事に関する質問および回答

工事に関する質問および回答については、入札参加資格を認められた者に限り、次に掲げる方法により電子メールで行うこと。詳細は入札参加資格確認結果通知書と同時に発送する「入札説明書」の質疑応答の欄を確認すること。

(1) 提出方法

郵送するDVD-ROMに保存してある、質問様式を用いて電子メールにて送信すること。

なお、ファイル形式はエクセルとし、電子メール送信後、電話にて到着確認をすること。ただし、電話での質問には応じない。

(2) 送信先

青梅市立総合病院管理課用度係

宛先メールアドレス：div9510@city.ome.lg.jp

電話番号：0428 - 22 - 3191（代表）

(3) 受付期間

令和5年10月10日（火）から令和5年10月24日（火）正午まで

(4) 回答

令和5年10月31日（火）午後5時までに電子メールにより入札参加資格を認められたそれぞれ全社に回答する。

なお、入札の公平性および公正性を損なう質問については回答をしない場合がある。

## 9 入札保証金

入札に参加する者は、その見積もる契約金額の100分の3以上の入札保証金を入札前に青梅市に納付しなければならない。ただし、入札に参加する者が、保険会社との間に、青梅市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約にかかる保険証券を青梅市に提出したとき、または入札参加資格確認結果通知書で入札保証金を免除するとした者については、入札保証金の納付を免除する。

## 10 入札期間および開札日時

本件は、紙入札方式により入札を行う。入札日時および開札日時は次のとおりとする。

### (1) 入札日時

#### ア 建築工事

令和5年12月6日（水）10時から10時30分まで

#### イ 電気設備工事

令和5年12月6日（水）10時45分から11時15分まで

#### ウ 機械設備工事

令和5年12月6日（水）11時30分から正午まで

### (2) 開札日時

#### ア 建築工事

令和5年12月6日（水）午後1時15分

#### イ 電気設備工事

令和5年12月6日（水）午後1時45分

#### ウ 機械設備工事

令和5年12月6日（水）午後2時15分

なお、ア～ウ全ての開札において、開札時には落札者の決定を行わない。落札者の決定は、同日午後5時までに青梅市立総合病院ホームページ上にて行う開札結果の公表をもって落札者の決定とする。詳細は第12項第2号のとおりとする。



## 11 入札・開札方法

- (1) 入札回数は、1回とする（再度入札は行わない。）。入札方法については、入札参加資格確認結果通知書と同時に発送する「入札説明書」を確認すること。
- (2) 本告示に定める建築工事、電気設備工事および機械設備工事は、それぞれが密接に関連する工事であり、同時に落札者を決定する必要があるため、それぞれの開札で予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札があったとしても、落札者の決定はせず、建築工事、電気設備工事および機械設備工事の全ての開札で予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札があったときに落札者を決定することとする。この落札者の決定は、令和5年12月6日（水）午後5時までに青梅市立総合病院ホームページ上にて行う開札結果の公表をもって行うこととする。

なお、建築工事、電気設備工事および機械設備工事の開札でいずれかひとつでも、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がなく不調となったときは、建築工事、電気設備工事および機械設備工事うち、当該不調案件を除く全ての入札を無効とし、不調とする。

## 12 入札資格等の取消し

次のいずれかに該当するときは、入札資格等を取り消すものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 入札参加資格確認後において、申請書等に虚偽の記載等をしたことが判明したとき。
- (3) 入札参加資格確認後において、青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準にもとづく指名停止を受けたとき。
- (4) 入札参加資格確認後において、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱にもとづく停止措置を受けたとき。

## 13 入札の取消し

入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反するような行為を行い、公正な入札の執行を妨げた場合は、入札を取り消す。

## 14 開札後の異議の申立て

入札者は、開札後に青梅市の条例等(規則、規程、要綱等を含む。)、設計図書、入札要件または本告示の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 15 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの
- (3) 入札書に記名押印のないもの
- (4) 2通以上の入札書を提出したもの
- (5) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんまたは訂正した入札
- (7) 入札書の金額が予定価格を超えた入札
- (8) 建築工事、電気設備工事および機械設備工事の開札でいずれかひとつでも、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がなかったときの当該案件以外の全ての入札

#### 16 落札者の決定

- (1) 建築工事、電気設備工事および機械設備工事の開札においては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいた場合においても落札者の決定をせず、建築工事、電気設備工事および機械設備工事の全ての開札で、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札があった場合に、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した場合においても、建築工事、電気設備工事および機械設備工事のいずれかひとつでも予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札がなかった場合は、不調として決定をする。当該条件に該当して不調と決定した場合において入札参加者は、異議を申し立てることはできない。
- (3) なお、落札者となるべき最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、政令第167条の9の規定にもとづき、くじにより落札者を決定する。
- (4) 落札者は、入札書に記載されている入札金額に応じた工事費内訳書を

作成し、令和5年12月13日（水）正午までに新病院建設室に提出すること。

なお、様式は、設計図書にて指定する工事費内訳書を使用すること。

また、一括値引きはしないこと。

#### 17 契約の締結

契約の締結に当たっては、落札者が契約書（2部）を作成することとし、契約書については、設計図書等のDVD-ROMに格納する青梅市が指定する工事請負契約書を使用することとする。

#### 18 契約保証金

契約者は、契約金額の10分の1以上（ただし、契約金額が5億円を超える場合については契約金額の10分の3以上）の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約者が保険会社との間に、青梅市を被保険者とし、契約保証金として納付すべき金額以上の保証をする公共工事履行保証保険契約を締結し、その保険証券を青梅市に提出した場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、契約保証金の納付に代えることができる担保とし、その場合における担保の価値は、その契約保証金として保証すべき金額以上の金額とする。

#### 19 前払金

発注者は受注者の適切な請求にもとづき、1億円を限度とし、契約金額の10分の4を超えない額を受注者に支払う。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとし、その請求期限は契約締結の日から1か月までとする。

#### 20 中間前払金

発注者は受注者の適切な請求にもとづき、前払金を支払った場合に限り、5千万円を限度とし、契約金額の10分の2を超えない額を受注者に支払う。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、部分払を行う場合は、請求することができない。

#### 21 部分払金

発注者は、工事の完了前において、受注者の部分払請求を相当と認めるときは、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額の10分

の 9 以内で発注者が定める金額を支払うことができる。

詳細については、青梅市が指定する工事請負契約書による。

## 22 その他

- (1) 青梅市競争入札参加者心得（昭和 47 年 4 月 1 日実施。以下「心得」という。）を承知すること。なお、文中に「青梅市長」と記載がある部分については、「青梅市病院事業管理者」と読み替えるものとする。また、遵守規程の内容と本告示の内容に相違があった場合または本告示のみに規定してある場合は、本告示の内容を優先する。
- (2) 本告示に示した制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加資格審査の受付終了後、建築工事、電気設備工事および機械設備工事のいずれかひとつでも入札参加資格者が 1 者以下の場合には全ての入札を中止することがある。
- (4) 本告示にかかる工事の入札経過書については青梅市立総合病院ホームページにおいて公表するものとする。
- (5) 入札に関する全ての書類の作成および提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 提出書類は、青梅市情報公開条例（平成 9 年条例第 29 号）にもとづく情報公開の対象となる。